

ニュース商工 長井

2012.DEC
Vol.451

12月号

Index

臨時議員総会開催・新会頭に横澤泰雄氏	2-3
商工会議所活動報告	4
平成24年度優良従業員表彰式	5
経営情報(改正高年齢者雇用安定法Q&A)	6-9
決算特集:減価償却制度が改正	10
平成23年度まちづくり基金成果発表会	12



永年の功労 晴れの表彰式

平成24年度の優良従業員表彰式が11月22日、タスで行われ、長年にわたって職務に精励した32名に賞状と記念品が贈られました。(5ページ)

発行者 長井商工会議所 会頭 横澤浩次 山形県長井市館町北6番27号
電話84-5394 URL <http://www.nagai-cci.or.jp>

平成2年5月21日 第三種郵便物認可(毎月1回1日発行) 定価1部200円(★会員の購読料は会費に含まれています。)

発行日 平成24年12月1日

第31回臨時議員総会開催

新会頭に横澤泰雄氏



横澤浩次会頭の辞任に伴い、新会頭の選任のための臨時議員総会が11月29日、TASで開かれ、新会頭に横澤泰雄氏（協同薬品工業(株)代表取締役社長）が選ばれた。

総会の冒頭、佐藤専務理事から、常議員による次期会頭推薦委員会の経過により、横澤氏を推薦する理由が述べられ、議長を務めた馬場会頭代行（副会頭）が議場に語り、満場一致で選任されたものである。これを受けて、横澤氏は「たいへんな重責ですが、謹んで受諾いたします」と表明した。



このたびの臨時議員総会の席で、長年議員として当所の運営を支えていただいた方々に、日本商工会議所会頭表彰と東北六県商工会議所連合会長感謝状の伝達が行われた。表彰を受けられたのは次の方々である。

【日本商工会議所会頭20年表彰・東北六県商工会議所連合会20年感謝状】
 齋藤喜内常議員／飯鉢文吉常議員／横山英二常議員

【東北六県商工会議所連合会10年感謝状】
 大竹薫常議員／金田和夫常議員／稲垣毅議員／小笠原和徳議員／菅滋徳議員／高橋勇



引き続き行われた横澤浩次前会頭の退任慰労会で、来賓の内谷重治長井市長、並びに平弘造県議会議長はあいさつで、前会頭の功績を称えると同時に「ご労苦に対するねぎらいの言葉を贈った。横澤前会頭は謝辞の中で、今日まで務め上げられたのは、すべて恵まれていたためだとし、いろんな出会いや支えていただいた人々に感謝したいと語った。

喜知議員／黒川三次議員／田中元議員／横沢芳樹議員／安部義裕議員／渡部秀一議員（議席順）

この



横澤泰雄 新会頭 紹介



■いままでの経歴は・・・

昭和 26 年高島町生まれ。昭和 52 年立教大学法学部卒業、協同薬品工業(株)入社。平成 10 年取締役就任。同 15 年常務取締役(営業本部長)、同 19 年専務取締役。同 20 年代表取締役社長に就任して現在に至る。

■家族構成は・・・

義父母(前会頭夫妻)とまの上で同居、奥様は薬剤師。同社勤務している長女も薬剤師。

■趣味や好きなことは・・・

横澤泰雄さんは、ジョギングが高じて、今では市民ランナー。近隣の市民マラソン大会にはほとんど出場する。青梅マラソンにも。過去3度ほど東京マラソンでも完走。ゴルフも趣味、蔵王や山形ゴルフでゆったり楽しむ。歴史ものの読書が好き。

有料広告

保証協会の「季節資金保証制度」をご利用ください

年末の資金需要期に向け余裕をもった運転資金確保のお手伝いをいたします

【ご利用いただける方】	保証対象業種を営まれる、中小企業の方
【限度額】	1 企業 2,000 万円
【対象資金】	運転資金
【借入期間】	6 ヶ月以内
【信用保証料】	基準金利：0.45%～1.90% なお、上記料率に対し、0.05%の割引がございます。
【借入金金利】	金融機関所定金利
【受付期間】	10月1日より12月25日

確かなサポート 明日への躍進 応援宣言

 **山形県信用保証協会**
YAMAGATA GUARANTEE
<http://www.ysh.or.jp/>

長井支店 / 長井市館町北 6 番 27 号
TAS (タス) 3 階 ☎0238-84-1674

西根支部
支部総会開く

11/5



西根支部ではこのほど田中魚店（金太郎）にて総会を行った。参加者は16名。

総会に先立ち、遠藤繁支部長が「景気の先行きが見えない中、地域の仲間として共に研鑽していく」とあいさつし、協議では23年度の事業報告と収支決算を承認した。

議事終了後、平成24年度下半期の中小企業金融対策等について当所より説明を行った。

金融・保険部会
東証視察・日商委員会出席

11/13-14



金融保険部会では本年度の事業計画に掲げた研修として、日商の各種委員会の聴講、および東京証券取引所の視察を行った。

日商の委員会では、「主要政策課題の動向」「都市の低炭素化の促進に関する法律」などについて解説を受けた。東証視察では、いまはコンピュータを介しての取引で無人となったマーケットセンターを見学、刻々変わる市場情報を巨大なガラスシリンダー上に電光表示しているなじみの光景を直に見ることができた。

東北地域中心市街地
活性化協議会

11/8-9



東北地域中心市街地活性化協議会等交流会は、各地域で立ち上げている中心市街地活性化協議会の交流と情報交換を目的として、平成22年から開催している。東北6県では、24の地域で協議会を設立している。今回の開催地は八戸市で、各地から37名が集まった。

まちづくり担当者が日頃悩んでいること、抱えている課題等を交換し、連携・協力するなかで解決策を見出していくとうという有意義な交流会であった。

「旅フェア日本2012」に出展
県内7会議所が冬の山形をPR

11/9-11



昨年の東日本大震災以降、山形県も風評被害により観光産業への影響がでており、山形県商工会議所連合会として山形市観光協会とともに池袋サンシャインを会場に開催された「旅フェア日本2012」に参加した。

各会議所の観光情報やグッズの提供に、やまがた舞子も華を添え、じゃんけん大会には大勢詰めかけて3日間を盛り上げた。（約10万人来場）



永年勤続

おめでとうございます

優良従業員表彰受賞者

(順不同・敬称略)

◇ 35 年表彰 ◇

日本商工会議所・長井商工会議所会頭 表彰
長井市長 感謝状
(有)オオタケ装芸 原 田 康 広

◇ 30 年表彰 ◇

日本商工会議所・長井商工会議所会頭 表彰
長井市長 感謝状
(株)朝日紙業社 五十嵐 浩 子博典光
(株)喜助 閨 高 手 勝 英 正
光洋精機(株) 世 塚 浩 正
光洋精機(株)

◇ 25 年表彰 ◇

長井商工会議所会頭 表彰
(株)四釜サッシセンター 孫 田 昭 洋 仁一晴仁苗浩一隆
(株)四釜製作所 鈴 板 賢 賢 邦一 早 聖
山形精密鑄造(株) 板 佐 鈴 鈴 鈴 高 羽
山形精密鑄造(株) 鈴 鈴 鈴 高 羽

◇ 20 年表彰 ◇

長井商工会議所会頭 表彰
(株)四釜サッシセンター 鈴 木 修 豊
(株)ナウエル 齋 藤

◇ 15 年表彰 ◇

長井商工会議所会頭 表彰
(株)四釜製作所 太 田 淳 一 宏 郎 章 人
須貝畳内装店 管 原 竹 永 藤 智 聡 和 正
(株)芳文社よねざわ印刷 大 松 左 正
(株)芳文社よねざわ印刷
(株)山口製作所

◇ 10 年表彰 ◇

長井商工会議所会頭 表彰
飯澤建設(株) 荒 生 悠 葵 淳 徳 子 雄 子 也 治 夫
(有)キョウユウ 志 田 和 敏 智 奈 利 勝 紀
(有)キョウユウ 志 原 藤 井 山 後 部 木
(有)齋藤木工 志 後 川 横 羽 安 鈴
(株)四釜製作所 志 後 川 横 羽 安 鈴
(株)昌和製作所 志 後 川 横 羽 安 鈴
(有)長井ロードカッター 志 後 川 横 羽 安 鈴
(株)山口製作所 志 後 川 横 羽 安 鈴
(株)山口製作所 志 後 川 横 羽 安 鈴



平成24年度 優良従業員表彰式 挙 行

長井商工会議所会員事業所の優良従業員表彰式が11月22日に開催され、32名の受賞者（左記に掲載）に表彰状が授与されました。

授与式では、横澤浩次会頭が「皆さんのおかげでこの地域の発展がある。これからもそれぞれの社業の発展に尽くしていただき、後継者を育てていただきたい」と式辞を述べられました。35年、30年表彰（計7名）には日本商工会議所会頭並びに当

所会頭の連名による表彰状が授与され、併せて内谷市長から感謝状も手渡されました。続いて25年、20年、15年、10年表彰についてはそれぞれ名前が読み上げられ、代表者が表彰状、記念品を受け取りました。
受賞者を代表して原田康広さん（有)オオタケ装芸）が「今後もこの榮譽を励みに、企業と地域発展のため一層精進したい」とお礼の言葉と今後の抱負を述べられました。
続く交流会でも事業主とともにお互いの功績を称えながら、杯をかたむけました。



改正高年齢者雇用安定法 Q&A (一回目)

ニュース商工 10月号でご案内のとおり、改正高年齢者雇用安定法が平成 25 年 4 月 1 日より施行されます。今般、改正法について、事業主等からよくある質問を一問一答形式でまとめた「Q&A」が厚生労働省より公表されましたので、ご活用ください。

今回の改正では、公的年金支給開始年齢に到達した高年齢者については、これまでの継続雇用制度の対象者基準により、以後の再雇用の可否を決めることができます（平成 37 年 3 月 31 日までの 12 年間の経過措置）。しかし、この経過措置を活用するためには、改正法が施行される前（平成 25 年 3 月 31 日）までに、下記のような対応を行う必要があります。

(労使協定による対象者基準がある企業の対応例)

- ・就業規則の変更
- ・全従業員への周知 等

(労使協定による対象者基準がない企業の対応例)

- ・就業規則や人事制度の見直し
- ・労働組合との協議・交渉
- ・就業規則の変更
- ・労使協定の締結
- ・全従業員への周知 等

1. 継続雇用制度の導入

Q 1-1：改正高年齢者雇用安定法においては、事業主が高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合には、希望者全員を対象とするものに行なければならないのですか。

A 1-1：事業主が高年齢者雇用確保措置として継続雇用制度を導入する場合には、希望者全員を対象とするものに行なわなければならないので、事業主が制度を運用する上で、労働者の意思が確認されることになると考えられます。

ただし、改正高年齢者雇用安定法の施行されるまで（平成 25 年 3 月 31 日）に労使協定により継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めていた事業主については、経過措置として、老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢以上の年齢の者について継続雇用制度の対象者を限定する基準を定めることが認められています。

なお、心身の故障のため業務に堪えられないと認められること、勤務状況が著しく不良で引き続き従業員としての職責を果たし得ないこと等就業規則に定める解雇事由又は退職事由（年齢に係るものを除く。）に該当する場合には、継続雇用しないことができます。ただし、継続雇用しないことについては、客観的に合理的な理由があり、社会通念上相当であることが求められると考えられることに留意が必要です。

(参考) 老齢厚生年金の報酬比例部分の支給開始年齢
平成 25 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで 61 歳
平成 28 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで 62 歳
平成 31 年 4 月 1 日から平成 34 年 3 月 31 日まで 63 歳

平成 34 年 4 月 1 日から平成 37 年 3 月 31 日まで 64 歳
※ニュース商工 10 号を参照

Q 1-2：当分の間、60 歳に達する労働者がいない場合でも、継続雇用制度の導入等を行わなければならないのでしょうか。

A 1-2：高年齢者雇用安定法は、事業主に定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置を講じることを義務付けているため、当分の間、60 歳以上の労働者が生じない企業であっても、65 歳までの定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の措置を講じていなければならない。

Q 1-3：継続雇用制度を導入していなければ、60 歳定年による退職は無効となるのですか。

A 1-3：高年齢者雇用安定法は、事業主に定年の引上げ、継続雇用制度の導入等の高年齢者雇用確保措置を講じることを義務付けているものであり、個別の労働者の 65 歳までの雇用義務を課すものではありません。

したがって、継続雇用制度を導入していない 60 歳定年制の企業において、定年を理由として 60 歳で退職させたとしても、それが直ちに無効となるものではないと考えられますが、適切な継続雇用制度の導入等がなされていない事実を把握した場合には、高年齢者雇用安定法違反となりますので、公共職業安定所を通じて実態を調査し、必要に応じて、助言、指導、勧告、企業名の公表を行うこととなります。

Q 1-4：継続雇用制度について、定年退職者を継続雇用するにあたり、いわゆる嘱託やパートなど、従来の労働条件を変更する形で雇用することは可能ですか。その場合、1年ごとに雇用契約を更新する形態でもいいのでしょうか。

A 1-4：継続雇用後の労働条件については、高年齢者の安定した雇用を確保するという高年齢者雇用安定法の趣旨を踏まえたものであれば、最低賃金などの雇用に関するルールの範囲内で、フルタイム、パートタイムなどの労働時間、賃金、待遇などに関して、事業主と労働者の間で決めることができます。

1年ごとに雇用契約を更新する形態については、高年齢者雇用安定法の趣旨にかんがみれば、年齢のみを理由として65歳前に雇用を終了させるような制度は適当ではないと考えられます。したがって、この場合は、①65歳を下回る上限年齢が設定されていないこと
②65歳までは、原則として契約が更新されること（ただし、能力など年齢以外を理由として契約を更新しないことは認められます。）
が必要であると考えられますが、個別の事例に応じて具体的に判断されることとなります。

Q 1-5：例えば55歳の時点で、
①従前と同等の労働条件で60歳定年で退職
②55歳以降の労働条件を変更した上で、65歳まで継続して働き続ける
のいずれかを労働者本人の自由意思により選択するという制度を導入した場合、継続雇用制度を導入したということによいのでしょうか。

A 1-5：高年齢者が希望すれば、65歳まで安定した雇用が確保される仕組みであれば、継続雇用制度を導入していると解釈されるので差し支えありません。

Q 1-6：例えば55歳の時点で、
①従前と同等の労働条件で60歳定年で退職
②55歳以降の雇用形態を、65歳を上限とする1年更新の有期労働契約に変更し、55歳以降の労働条件を変更した上で、最大65歳まで働き続ける
のいずれかを労働者本人の自由意思により選択するという制度を導入した場合、継続雇用制度を導入したということによいのでしょうか。

A 1-6：高年齢者が希望すれば、65歳まで安定した雇用が確保される仕組みであれば、継続雇用制度を導入していると解釈されるので差し支えありません。

なお、1年ごとに雇用契約を更新する形態については、高年齢者雇用安定法の趣旨にかんがみれば、65歳までは、高年齢者が希望すれば、原則として契約が

更新されることが必要です。個々のケースにおいて、高年齢者雇用安定法の趣旨に合致しているか否かは、更新条件がいかなる内容であるかなど個別の事例に応じて具体的に判断されることとなります。

Q 1-7：継続雇用制度として、再雇用する制度を導入する場合、実際に再雇用する日について、定年退職日から1日の空白があってもだめなのでしょうか。

A 1-7：継続雇用制度は、定年後も引き続き雇用する制度ですが、雇用管理の事務手続上等の必要性から、定年退職日の翌日から雇用する制度となっていないことをもって、直ちに法に違反するとまではいえないと考えており、このような制度も「継続雇用制度」として取り扱うことは差し支えありません。ただし、定年後相当期間において再雇用する場合には、「継続雇用制度」といえない場合もあります。

Q 1-8：高年齢者雇用確保措置が講じられていない企業については、企業名の公表などは行われるのでしょうか。

A 1-8：改正高年齢者雇用安定法においては、高年齢者雇用確保措置が講じられていない企業が、高年齢者雇用確保措置の実施に関する勧告を受けたにもかかわらず、これに従わなかったときは、厚生労働大臣がその旨を公表できることとされていますので、当該措置の未実施の状況などにかんがみ、必要に応じ企業名の公表を行い、各種法令等に基づき、ハローワークでの求人への不受理・紹介保留、助成金の不支給等の措置を講じることにしています。

Q 1-9：本人と事業主の間で賃金と労働時間の条件が合意できず、継続雇用を拒否した場合も違反になるのでしょうか。

A 1-9：高年齢者雇用安定法が求めているのは、継続雇用制度の導入であって、事業主に定年退職者の希望に合致した労働条件での雇用を義務付けるものではなく、事業主の合理的な裁量の範囲の条件を提示していれば、労働者と事業主との間で労働条件等についての合意が得られず、結果的に労働者が継続雇用されることを拒否したとしても、高年齢者雇用安定法違反となるものではありません。

Q 1-10：当社で導入する継続雇用制度では、定年後の就労形態をいわゆるワークシェアリングとし、それぞれ週3日勤務で概ね2人で1人分の業務を担当することを予定していますが、このような継続雇

用制度でも高齢者雇用安定法の雇用確保措置として認められますか。

A 1-10：高齢者の雇用の安定を確保するという高齢者雇用安定法の趣旨を踏まえたものであり、A 1-9にあるとおり事業主の合理的な裁量の範囲の条件であれば、定年後の就労形態をいわゆるワークシェアリングとし、勤務日数や勤務時間を弾力的に設定することは差し支えないと考えられます。

Q 1-11：有期契約労働者に関して、就業規則等に一定の年齢（60歳）に達した日以後は契約の更新をしない旨の定めをしている事業主は、有期契約労働者を対象とした継続雇用制度の導入等を行わなければ、高齢者雇用安定法第9条違反となるのですか。

A 1-11：高齢者雇用安定法第9条は、主として期間の定めのない労働者に対する継続雇用制度の導入等を求めているため、有期労働契約のように、本来、年齢とは関係なく、一定の期間の経過により契約終了となるものは、別の問題であると考えられます。

ただし、有期契約労働者に関して、就業規則等に一定の年齢に達した日以後は契約の更新をしない旨の定めをしている場合は、有期労働契約であっても反復継続して契約を更新することが前提となっていることが多いと考えられ、反復継続して契約の更新がなされているときには、期間の定めのない雇用とみなされることがあります。これにより、定年の定めをしているものと解されることがあり、その場合には、65歳を下回る年齢に達した日以後は契約しない旨の定めは、高齢者雇用安定法第9条違反であると解されます。

したがって、有期契約労働者に対する雇い止めの年齢についても、高齢者雇用安定法第9条の趣旨を踏まえ、段階的に引き上げていくことなど、高齢者雇用確保措置を講じていくことが望ましいと考えられます。

2. 就業規則の変更

Q 2-1：当社の就業規則では、これまで、基準に該当する者を60歳の定年後に継続雇用する旨を定めていますが、経過措置により基準を利用する場合でも、就業規則を変えなければいけませんか。

A 2-1：改正高齢者雇用安定法では、経過措置として、継続雇用制度の対象者を限定する基準を年金支給開始年齢以上の者について定めることが認められています。したがって、60歳の者は基準を利用する対

象とされておらず、基準の対象年齢は3年毎に1歳ずつ引き上げられますので、基準の対象年齢を明確にするため、就業規則の変更が必要になります。

【希望者全員を65歳まで継続雇用する場合の例】

第〇条 従業員は定年は満60歳とし、60歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者については、65歳まで継続雇用する。

【経過措置を利用する場合の例】

第〇条 従業員は定年は満60歳とし、60歳に達した年度の末日をもって退職とする。ただし、本人が希望し、解雇事由又は退職事由に該当しない者であって、高齢者雇用安定法一部改正法附則第3項に基づきなお効力を有することとされる改正前的高齢者雇用安定法第9条第2項に基づく労使協定の定めるところにより、次の各号に掲げる基準（以下「基準」という。）のいずれにも該当する者については、65歳まで継続雇用し、基準のいずれかを満たさない者については、基準の適用年齢まで継続雇用する。

- (1) 引き続き勤務することを希望している者
- (2) 過去〇年間の出勤率が〇%以上の者
- (3) 直近の健康診断の結果、業務遂行に問題がないこと
- (4) ○○○○

2 前項の場合において、次の表の左欄に掲げる期間における当該基準の適用については、同表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ右欄に掲げる年齢以上の者を対象に行うものとする。

平成25年4月1日から平成28年3月31日まで	61歳
平成28年4月1日から平成31年3月31日まで	62歳
平成31年4月1日から平成34年3月31日まで	63歳
平成34年4月1日から平成37年3月31日まで	64歳

Q 2-2：就業規則において、継続雇用しないことができる事由を、解雇事由又は退職事由の規定とは別に定めることができますか。

A 2-2：法改正により、継続雇用制度の対象者を限定できる仕組みが廃止されたことから、定年時に継続

雇用しない特別な事由を設けている場合は、高年齢者雇用安定法違反となります。ただし、就業規則の解雇事由又は退職事由と同じ内容を、継続雇用しない事由として、別に規定することは可能であり、例えば以下のような就業規則が考えられます。

なお、就業規則の解雇事由又は退職事由のうち、例えば試用期間中の解雇のように継続雇用しない事由になじまないものを除くことは差し支えありません。しかし、解雇事由又は退職事由と別の事由を追加することは、継続雇用しない特別な事由を設けることになるため、認められません。

【就業規則の記載例】

(解雇)

第〇条 従業員が次のいずれかに該当するときは、解雇することがある。

- ①勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、従業員としての職責を果たし得ないとき。
- ②精神又は身体の障害により業務に耐えられないとき。
- ③・・・

(定年後の再雇用)

第△条 定年後も引き続き雇用されることを希望する従業員については、65歳まで継続雇用する。ただし、以下の事由に該当する者についてはこ

の限りではない。

- ①勤務状況が著しく不良で、改善の見込みがなく、従業員としての職責を果たし得ないとき。
- ②精神又は身体の障害により業務に耐えられないとき。
- ③・・・

※第〇条と第△条の解雇事由(日)(月)(火)・・・は同一の事由に限られます。

Q2-3：経過措置により継続雇用制度の対象者に係る基準を労使協定で定めた場合は、労働基準監督署に届け出る必要はあるのですか。

A2-3：常時10人以上の労働者を使用する使用者が、継続雇用制度の対象者に係る基準を労使協定で定めた場合には、就業規則の絶対的記載事項である「退職に関する事項」に該当することとなります。

このため、労働基準法第89条に定めるところにより、労使協定により基準を策定した旨を就業規則に定め、就業規則の変更を管轄の労働基準監督署に届け出る必要があります。

また、継続雇用制度の対象者に係る基準を定めた労使協定そのものは、労働基準監督署に届け出る必要はありません。

中小企業金融円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針等について
(金融担当大臣談話)

中小企業金融円滑化法が来年3月末に期限を迎えるにあたり、借り手の方々から、金融機関や金融庁の対応について様々なお問合せが寄せられている。こうしたお問合せに広くお答えするため、円滑化法の期限到来後の検査・監督の方針について明確に示すこととした。

(金融機関の役割)

金融機関が、個々の借り手の状況をきめ細かく把握し、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるべきことは、期限到来後においても何ら変わることはない。

金融庁としては、期限到来後も、貸し渋り・貸し剥がしの発生や倒産の増加といった事態が生じないよう、引き続き金融機関に、貸付条件の変更等や円滑な資金供給に努めるよう促していく。

(検査・監督の対応)

こうした金融検査・監督のスタンスは、円滑化法の期限到来後も何ら変わることはない。

なお、金融検査マニュアルで措置されている、中小企業向け融資

に当たり貸付条件の変更等を行っても不良債権とならないための要件(注)は、恒久措置であり、今後不良債権の定義は変わらない。(注)「経営改善計画が1年以内に策定できる見込みがある場合」や「5年以内(最長10年以内)に経営再建が達成される経営改善計画がある場合」は、不良債権に該当しない。

(借り手の課題解決)

借り手が抱える経営課題は様々であり、解決には相応の時間がかかることは認識している。全ての借り手に対して3月末までに最終的な解決を求めるものではない。

従って金融機関に対し、それぞれの借り手の経営課題に応じた最適な解決策を、借り手の立場に立って提案し、十分な時間をかけて実行支援するよう促していく。

(現場への周知徹底)

以上を踏まえ、金融機関に対しては、金融庁の検査・監督の方針を周知徹底するとともに、円滑化法の期限到来後においても当該金融機関の顧客への対応方針が変わらないことを個々の借り手に説明するよう促していく。

減価償却制度が改正されました 再確認を

平成 24 年分では減価償却制度の改正が実施されています。減価償却制度の全般を再認識し、税制改正に対応した正確な決算を行いましょよう。

■減価償却費の計算方法

代表的な計算方法 — 定額法と定率法について解説します。取得時期によって計算のしかたが異なりますので注意が必要です。

※税務署への届出がない限り、一般的には定額法または旧定額法で計算することになります。

※建物の償却方法は、平成 10 年 4 月 1 日以後に取得した場合は旧定額法、平成 19 年 4 月 1 日以後取得の場合は定額法のみとなります。

【図表 1】 減価償却の計算方法

取得時期	定額法	定率法
平成 24 年 4 月 1 日以後	定 額 法	定 率 法 (償却率改正)
平成 19 年 4 月 1 日以後		定 率 法
平成 19 年 3 月 31 日以前	旧定額法	旧定率法

■定額法と定率法

平成 19 年 4 月 1 日以後に取得した減価償却資産は、【図表 2】のとおり計算し、減価償却費を求めます。定額法は償却費の額が原則として毎年同額となり、定率法は初めの年ほど償却費が多く、年々減少します。

■旧定額法と旧定率法

平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した減価償却資産は、【図表 3】のとおり計算し、減価償却費を求めます。取得価額の 95%相当額まで償却した年の翌年以後は、その未償却残高（取得価額の 5%相当額）から 1 円を控除した金額を 5 年間で均等償却します。この 5 年間の均等償却は、平成 20 年分から適用されています。

【図表 2】 定額法と定率法の計算式

【定額法】 取得価額×定額法償却率＝減価償却費

【定率法】

①前年末の未償却残高*×定率法償却率＝調整前償却額…(A)
※取得 1 年目は取得価額になります。(A)は業務に使用した月数で按分する前の金額です。

②取得価額×保証率＝償却保証額…(B)
・(A)の金額が(B)以上の場合、(A)がその年の減価償却費になります。
・(A)の金額が(B)よりも小さい場合は、その年の期首未償却残高（改定取得価額）をもとに③で計算した金額が、その年の減価償却費になります。

③改定取得価額×改定償却率＝減価償却費
※償却方法に対応した償却率、保証率および改定償却率は資産の耐用年数に応じて定められています。

【図表 3】 旧定額法と旧定率法の計算式

【旧定額法】

(取得価額－残存価額*)×旧定額法償却率＝減価償却費
※一般の有形減価償却資産の残存価額は原則として取得価額の 10%です。無形減価償却資産の残存価額はゼロ（残存価額なし）です。

【旧定率法】

前年末の未償却残高×旧定率法償却率＝減価償却費
【5 年間の均等償却】
(取得価額－取得価額の 95%相当額－1 円)÷5＝各年分の減価償却費

■税制改正 定率法の償却率等の改正

定率法の償却率等が見直され、償却率が定額法の償却率の 2.0 倍（改正前 2.5 倍）に引き下げられました【図表 4】。平成 24 年 4 月 1 日以後に新しく減価償却資産を取得し、すでに定率法を選定している方、またはこれから選定する方は注意が必要です。

なお、事務負担の軽減のため、平成 24 年分で定率法を選定している場合の経過措置や、資本的支出をした場合の取得価額の特例の改正などもありますので、詳しくは中小企業相談所までお問い合わせください。

【図表 4】 減価償却資産の償却率表（一部抜粋）

耐用年数	平成 19 年 4 月 1 日以後取得	平成 19 年 4 月 1 日 - 平成 24 年 3 月 31 日取得			平成 24 年 4 月 1 日以後取得			耐用年数	平成 19 年 3 月 31 日以前取得	
		定 額 法			定 率 法				旧定額法償却率	旧定率法償却額
		償却率	改正償却率	保証率	償却率	改正償却率	保証率			
2	0.500	1.000	—	—	1.000	—	—	2	0.500	0.684
3	0.334	0.833	1.000	0.02789	0.667	1.000	0.11089	3	0.334	0.536
4	0.250	0.625	1.000	0.05274	0.500	1.000	0.12499	4	0.250	0.438
5	0.200	0.500	1.000	0.06249	0.400	0.500	0.10800	5	0.200	0.369
6	0.167	0.417	0.500	0.05776	0.333	0.334	0.09911	6	0.166	0.319
7	0.143	0.357	0.500	0.05496	0.286	0.334	0.08680	7	0.142	0.280
8	0.125	0.313	0.334	0.05111	0.250	0.334	0.07909	8	0.125	0.250
9	0.112	0.278	0.334	0.04731	0.222	0.250	0.07126	9	0.111	0.226
10	0.100	0.250	0.334	0.04448	0.200	0.250	0.06552	10	0.100	0.206

地域経済指標

★山形県企業倒産状況 (負債総額 1,000 万円以上)

【平成24年10月末現在】
負債額単位：百万円

【業種別】	件数	%	負債総額 (百万円)	%
一次産業 (農林漁業・鉱業)	1(1)	16.7	52	8.8
建設業				
製造業	2	33.3	165	28.1
卸売業				
小売業				
金融・保険業				
不動産業				
運輸・通信業	1(1)	16.7	200	34.0
サービス業	2	33.3	171	29.1
計	6	100.0	588	100.0

協力/㈱東京商工リサーチ山形支店

★建築確認申請状況 (長井市)

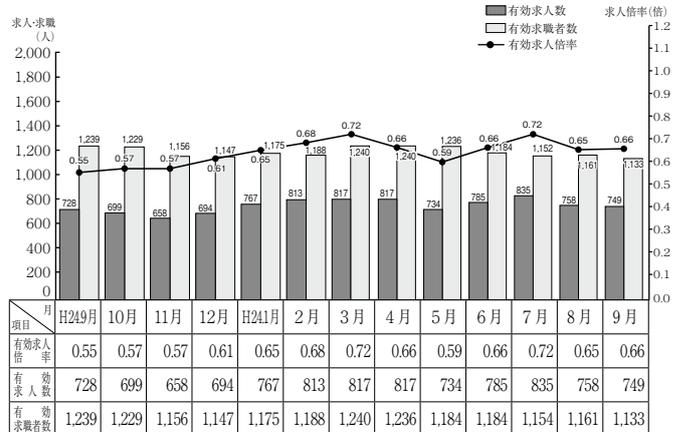
【平成24年10月延べ面積単位：㎡】

	新築	増改築
専用住宅	件数	3
	延べ面積	577.12
併用住宅	件数	0
	延べ面積	0.00
その他 (工場・店舗含)	件数	1
	延べ面積	281.54
合計	件数	4
	面積	858.66

協力/長井市建設課

★長井市の人口 平成24年10月31日現在
人口 28,902人 (男 14,007人、女 14,895人)
世帯数 9,666

★月別求人倍率・有効求人・有効求職の状況 (パートタイムを含む全数)



■有効求人倍率
■有効求人
●有効求職者数

協力/ハローワーク長井

LOBO 調査

【商工会議所早期景気観測調査】

※2012年10月16日～22日に、全国の417商工会議所が3,076企業などにヒアリング(東北については、被災を免れた企業や被害が軽微な企業から回答)
(内訳) 建設業 464 製造業 743 卸売業 322 小売業 745 サービス業 802

【全国の10月調査速報】 産業別概況

一業況D I は、大幅悪化。日中関係による影響が拡大

10月の全産業合計の業況D I は、▲32.6と、前月から▲6.0ポイントの大幅悪化。中国経済の減速に加え、日中関係の悪化により、自動車をはじめとした日本製品の不買運動に伴う国内メーカーの輸出低迷や減産対応、中国人観光客の急減など、製造業・非製造業を問わず広く影響が及んでいる。

先行きについては、先行き見通しD I が▲28.9(今月比+3.7ポイント)と、改善する見込み。堅調なスマートフォン関連がけん引することが見込まれるほか、冬物商品の動きが期待されることなどが要因。ただし、「悪化」から「不変」への変化が主因であり、実態はほぼ横ばい。超円高の定着や、穀物・原油価格の高止まりに加え、日中関係の悪化に伴う影響の長期化に懸念が強まっている。

【建設業】からは、「太陽光発電の設置工事や介護リフォーム等の受注強化を図る」(建築工事業)、「消費税増税前の駆け込み需要が住宅分野で始めているように感じる」(建築工事業)、「大型案件があったものの、大手住宅メーカーや市外の同業者との競争が激しく、総じて受注件数は低調(一般工事業)などの声が寄せられている。

【製造業】からは、「LPG ガスの価格が上昇。10月1日から導入された環境税の負担とあわせて、非常に苦しい状況」(陶磁器製造業)、「中国経済の減速に加え、日中関係の悪化により中国向け製品の売上が減少している」(建設機械製造業)、「化学工場の事故による特殊塗料の調達への影響を危惧している」(漆器製造業)などの声が寄せられている。

【卸売業】からは、「取引先からの値下げ圧力が増しており、やむを得ず対応したが、収益を圧迫」(コーヒー豆卸売業)、「取引先のスーパーが大手専門店等との競争で苦戦。自社にも影響が及んでおり、新規顧客の開拓が急務」(繊維品卸売業)、「鉄スクラップや紙の価格が下落しており、売上が大幅に落ちている」(再生资源卸売業)などの声が寄せられている。

【小売業】からは、「10月に入って涼しくなったものの、いまだ秋冬衣料の動きが鈍い」(百貨店)、「飲食関連はほぼ前年並みで推移しているが、一部では中国人観光客の減少により、売上に影響が出ている」(商店街)、「取引先の中堅メーカーが独自にネット販売を開始。今後、自社の売上への影響を懸念」(化粧品販売)などの声が寄せられている。

【サービス業】からは、「光熱費や食材の支出が増加。また、顧客企業が経費節減の一環で恒例の旅行イベントを見送るなど、厳しい状況」(旅館業)、「取引先である国内半導体メーカーの不振により受注が減少。自社では、海外展開を含めた対応策を検討する」(IT機器・ソフト設計開発)、「エコカー補助金終了に伴い、新車の販売台数は前月から減少」(自動車整備・販売業)などの声が寄せられている。

長井まちづくり基金助成事業

平成23年度 成果発表会

まちづくり基金助成事業は、平成18年度に約9,000万（市民及び企業3,000万、長井市3,000万、財団法人都市開発推進機構3,000万）の基金を募り、「まちづくり活動」「歴史的建造物保全」「景観創造・創造」「産業活性化・観光交流」などの分野で、毎年助成を行ない、24年度ですでに60を超える事業やプロジェクトに支援を行っています。

今行われた23年度の成果発表会では、集まった約30人の市民を

前に、助成を受けた7団体がそれぞれパソコンを使いながら活動の様子や成果を発表しました。

同基金審査委員会の高野公男委員長（東北芸術工科大名誉教授）、二宮正一副委員長（二宮設計事務所）等は、「23年度もバラエティに富んだ事業が多かった。また、どの事業にもふる里長井への思いを感じる。そして何より各団体とも楽しそうにやっていることが素晴らしい」と講評しました。



■成田駅改修と停車場交流事業

成田駅の駅長室等の改修を行い、地域住民のみならず、旅市等で観光客を含め交流事業を行った。（成田駅前おらだの会）



■あらい町景観創造事業

あらい町通り沿いの一部（やませ蔵美術館や鈴木時計店）の黒板塀塗替え工事をを行い、あらい町界隈の景観の保全に努めた。（あらい町庭通り振興会）

■長井市の南玄関 豊田の元気アップ八ヶ森自然公園の整備事業



た。（とよだふる里振興会）

長井市の南玄関でもある八ヶ森自然公園の公園案内看板等の整備を行い、公園の修景と来園者への利便性の向上を図った。

■親水モニュメント設置事業



長井駅の西側に、大石地区から採取した御影石を用いてモニュメントを設置し、賑わいと街づくり拠点となるよう、美しい景観を形成した。（長井商工会議所女性会）

■子ども獅子舞伝承活動整備事業

黒獅子舞道具を整備し、市内の幼稚園・保育園、小学校・団体等に貸し出して獅子舞文化の伝承や後継者の育成を行った。（ながい黒獅子研



■地域活性化事業 みんなで灯そう「夢ゆめあかり灯」

あやめ公園にランタンを設置し、来園者や子供たちを夢や希望でいっぱいにする事ができ、長井市の観光資源から未来へ向けて現在の想いを発信出来た。（社団法人長井青年会議所）



■奨学米と米文化発掘プロジェクト 県内初の「奨学米」に取り組み、地域の活性化、情報発信。「奨学米生」との農作業を通じた交流から米文化の発掘や発信を行った。（さわのはな倶楽部）

究会）

平成 25 年

1月16日[水]

第一部 講演会

15時30分～17時00分
会場：タスパークホテル
どなたでも聴講できます（無料）

第二部 祝賀会

17時30分～19時30分
対象：会員事業所の事業主及び従業員の皆様
会費：お一人様 4,000円

人気解説者が見る
これが日本の未来予測図！
揺れ動く内外情勢とこれからの政局

講師 **田崎 史郎**
時事通信社解説委員

（講師プロフィール）
政治取材は約33年になる。
現在、時事通信社解説委員、国土審議会委員、社会資本整備審議会公共用地分科会委員。
TBS系「ひるおび!」「朝スバッ!」
フジテレビ系「とくダネ!」
テレビ朝日系「報道ステーションサンデー」などに出演

新春講演会・祝賀会のご案内

有料広告

経費削減!!

掛金はスリム 補償・サービスは充実

自動車総合共済 MAP

さらに

企業・従業員・ご家族の方々に お得な割引、特約がございます。

おトク①

会社・従業員一括割引

- いっしょ割引**（従業員契約対象）
従業員の契約台数により以下の割引を適用
10台～99台＝5%割引 100台以上＝10%割引
 - 両得割引3%**（会社契約対象）
いっしょ割引の適用がある場合、勤務先の契約に割引適用
 - まとめておトク割引5%**（従業員契約対象）
いっしょ割引の適用契約の始期終期を全てまとめた場合、割引適用
- ※割引適用のため事前に会社からの申請及び登録が必要になります。

おトク②

MAP独自の見舞金制度

対物事故見舞金
5万円特約 追加共済料
1,000円

追加共済料により対物事故見舞金の規定額を5万円とすることが出来ます。
※6～20等級の契約に限ります。

おトク③

人身傷害、車両共済にご加入であれば

24時間365日 無料ロードサービス開始!!

※詳しくは、
こちらまで↓↓

見逃せない割引はこれ!!
福祉関連の行政見!!

- ゴールド免許割引(3%) 家族限定割引(3%) 新車割引
- 福祉施設割引(10%) 福祉施設職員割引(5%) 福祉車両割引(3%)

Ⓚ 山形県火災共済グループ
山形県中小企業共済協同組合
〒990-8580 山形県山形市城南町1-1-1
(霞城セントラル内)
☎023(647)2380 FAX.023(647)2382

TAS 元旦祭

元旦・2日

2F 物産館初売り

元旦 9:00~17:00
2日 8:30~17:00

干支和菓子プレゼント
12月31日は定休日とさせていただきます。

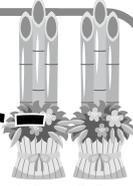


元旦・2日

屋台コーナー

／2F ロビー
元旦 10:00~16:00
2日 10:00~14:00

やきそば、フランクフルト、
フライドポテト、ワンコインカレー、
飲み物各種（ビール他）



2日

新春書初め大会

10:00~12:00 (受付 9:30)
／2F コンベンションホール

対象：小・中学生 (参加料 300円)

作品展示：1月16日(水)~20日(日)タス1F 展示ホール

1月22日(火)~27日(日)ギャラリー停車場 (入選作品)



元旦 ふれあい広場

* 鏡開き

(お神酒、甘酒、初飴無料サービス)
10:00 ~ / 1F ロビー

* 餅ふるまい

(無料サービス)
11:00 / 2F ロビー



* 初釜茶席

10:00 ~ 14:00
1F 展示ホール 無料



* 高玉芝居新春公演

12:00 ~ 15:00
／コンベンションホール
大人 700円 (小学生以下無料)

主催：(財)置賜地域地場産業振興センター／長井商工会議所／
山形県信用保証協会長井支店／(株)タスパークホテル
お問合せ：88-1815(地場産) 88-1833(タスパークホテル)

有料広告

長井商工会議所共済・福祉制度の一環としてお届けする

保険の世界ブランド。アクサがあなたをサポート。

新大型保障プラン

アクサのフィナンシャル・プロテクション

定期保険



普通傷害保険

経営者の
皆様へ

保険は予測できない経済的ダメージから後継者や家族を守る“流動資産”です。
この制度は、企業のリスクマネジメントや家計のライフプランにあわせて、保障内容のオーダーメイドができます。
企業経営者や自営業オーナーの方々の死亡・入院・手術、ケガの障害・通院などにかかわる幅広いリスクに対応し、
保険料は商工会議所のメリットを活かし、集団・団体扱いの割引料率でお届けします。



アクサ生命保険株式会社

redefining / standards

〒108-8020

東京都港区白金1-17-3 NBFプラチナタワー
TEL. 03-6737-7777 (代表)



アクサ損害保険株式会社

redefining / standards

〒111-8633

東京都台東区寿2-1-13 偕楽ビル
TEL. 03-4335-8570 (代表)

アクサ生命保険株式会社 長井営業所

〒993-0011 長井市館町北6-27 TEL 84-3444

世界トップクラスの
保険・金融グループ、
アクサで実現。

<http://www.axa.co.jp>



11月の常議員会

■日 時 11月12日(月)

■出席者 17名

■議 題 (協議事項)

■第1号議案 優良従業員表彰式

○における被表彰者の承認について

○32名の被表彰者を承認

■第2号議案 次期会頭の推薦に

ついて

○協同薬品工業(株)代表取締役社長
横澤泰雄氏を推薦することを承認

○臨時議員総会の日時を11月29日
午後4時半にすることを決定

【報告事項】

○マル経資金幹旋状況について

○市街地交通量調査について

○中小企業金融円滑化法の期限到来後の施策関係について

ご案内

ゼロエミッション 推進セミナー

エネルギー、資源循環及び環境負荷軽減等の取組みについての知識や経験を、各分野から講演いただき、今後の企業行動に資していただくため、今年度第2回目のゼロエミッション推進セミナーを開催する。

■日 時：平成24年12月21日(金) 13:30～15:40

■場 所：山形県置賜総合支庁 講堂(米沢市金池)

■内 容：

○基調講演

演題「アサヒビールのゼロエミッションの取組み」

○事例発表

「コマツ小山工場のゼロエミッションの取組み」

■主 催：山形県

■対象者：企業団体、事業者、行政担当者など

■入場料：無料

■申込期限：平成24年12月12日(水)

■申込先／置賜保険所地域保健予防課精神保健福祉担当
電話 0238-22-3015(直通)

有料広告

お正月は家族そろって タスパークホテルのオードブル

■洋Aオードブル ¥6,000(税込)



A/メニュー
有頭サラダ海老
かこポイル
豚肉BBQソース煮
スモークサーモン
チキンロール
鴨肉のバイ包み

■洋Bオードブル ¥6,000(税込)



B/メニュー
有頭海老アルミドール
鴨のバスタミ
ローストビーフ
ビーフシチュー
シーフードマリネ
燻製若鶏のテリーヌ

※食材入荷の都合により、若干メニューの変更
がある場合がございます。
※食物アレルギーのある方についても、メニュー
内容の対応も致します。

上記A+Bセットなら、さらにお得な ¥10,500(税込)

おせちは22日まで、オードブルは24日までご注文を
承ります。クリスマス用オードブルも ¥3,000～、
20日までお申込ください。

Park Hotel
タスパークホテル



和/二の重 ¥18,000(税込)

和/一の重 ¥13,000(税込)

和/おせち おしながき

伊達巻・栗きんとん・黒豆・下呂木・青梅甘露煮・からすみ
百合根蜜煮・とこぶし煮貝・金柑蜜煮・菊土煮・くわい
昆布巻・つくばね・紅白かまぼこ・数の子西京漬・市松卵
有頭海老・田作・はじかみ・菊花かぶら・棒だら・カラガイ
甘鯛西京焼・鴨ロース煮・網さや・酢花レンコン・ちしゃどう
紅白手綱・羽子板・ねじり梅

おせち

厳かな気持ちで
日本
のよき伝統を
伝えるおせちから

993-0011 山形県長井市館町北 6-27 TEL 0238-88-1833
http://www.taspark.co.jp

12月の行事予定

1	土	
2	日	
3	月	○マルケイ審査会 ○長井市勤労者互助会料理講習会
4	火	
5	水	
6	木	○県連専務理事研修（～8日）四国方面
7	金	○中小企業支援NW相談日 ○決算説明会
8	土	
9	日	
10	月	○中小企業大学校東京校研修 ～14日 ○おもしろな会議（手作り講座） ○総務委員会 ○女性会役員会
11	火	○県内中小企業相談所長会議（山形） ○青年部会臨時総会 ○あかしあ産業団地会例会 ○互助会イベント委員会
12	水	○中小企業支援NW相談日 ○置賜地域商工振興懇談会（米沢）
13	木	○ものづくり中小企業支援セミナー in 長井市（経産局）
14	金	○知財総合支援窓口 ○西置賜産業会例会・忘年会 ○互助会理事会・忘年会
15	土	
16	日	
17	月	○三役会／常議員会 ○女性会生き生き委員会
18	火	○ベストウイズクラブ総会（東京） ○互助会記念誌委員会
19	水	○日商委員会 ○置商・県会議員との懇談会（南陽市）
20	木	
21	金	
22	土	
23	日	天皇誕生日
24	月	振替休日
25	火	
26	水	○中小企業支援NW相談日
27	木	
28	金	御用納め
29	土	
30	日	
31	月	

会員伝言板

●代表者名変更のお知らせ

（敬称略）

事業所名	前代表者	新代表者
アクサ生命保険(株) 長井営業所	三好 智	熊谷直浩
田中ブロック工業所	田中耕資	田中雅明

無担保・無保証人のマル経資金

金利
1.75%

（平成24年5月16日現在）

融資額 1,500万円以内

返済期間 設備10年
運転 7年

※設備資金に限り
当初2年間は1.25%

詳しいことは中小企業相談所へ
☎84-5394

+ 今月の献血 +

12月7日(金)	株三協製作所山形工場	9:30～11:30
	長井市役所	13:30～15:30

☆全血のみで、200mlと400mlの全血献血ができます。
問合わせ 長井市健康課 TEL84-6822

中小企業を支援する長井商工会議所からのお知らせです

商工会議所が お買越しに
ご相談ください。
1,500万円まで推薦します!
※お問合わせの際は、「マル経融資」とお呼びください!

使い道は色々!! 商品・材料仕入資金、買掛金・未払金・決済資金
営業用車両買換資金、店舗改装資金、etc...

マル経融資3つの特長

※申込には一定の要件があります。詳しくは
お電話にてお問い合わせください。

1 無担保	2 無保証人	3 低金利
-----------------	------------------	-----------------

